

平成27年 第2回

# 若狭町議会臨時会会議録

開会 平成27年5月8日

閉会 平成27年5月8日

若狭町議会

平成27年第2回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

平成27年5月8日若狭町議会第2回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 斉 書記 北清水 佳代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村 良隆
教育長	玉井 喜廣	会計管理者	蓮本 直樹
総務課長	中村 俊幸	政策推進課長	森川 克己
税務住民課長	北野 美喜雄	環境安全課長	深水 滋
教育委員会事務局長	木下 忠幸	福祉課長	小堀 勝弘
上中病院事務長心得	西川 英之	健康課長	高橋 久直
建設課長	谷口 壽	水道課長	北野 美喜雄
産業課長	森下 精彦	パレオ文化課長心得	飛永 恭子
観光交流課長	泉原 功	歴史文化課長	永江 寿夫

## 6. 議事日程

- |           |  |
|-----------|--|
| 日程第 1     | 会議録署名議員の指名について                                   |
| 日程第 2     | 会期の決定について  |
| 日程第 3     | 議長辞職の件について                                       |
| 追加日程第 1   | 議長の選挙について  |
| 追加日程第 2   | 副議長辞職の件について                                      |
| 追加日程第 3   | 副議長の選挙について                                       |
| 日程第 4     | 各常任委員会委員の選任について                                  |
| 日程第 5     | 議会運営委員会委員の選任について                                 |
| 追加日程第 4   | 議長の予算決算常任委員会委員の辞任について                            |
| 追加日程第 5   | 原子力発電安全対策特別委員の辞任について                             |
| 追加日程第 6   | 原子力発電安全対策特別委員の選任について                             |
| 追加日程第 7   | 広報特別委員の辞任について                                    |
| 追加日程第 8   | 広報特別委員の選任について                                    |
| 追加日程第 9   | 議会改革特別委員会委員の辞任について                               |
| 追加日程第 1 0 | 議会改革特別委員会委員の選任について                               |
| 追加日程第 1 1 | 三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任について                       |
| 追加日程第 1 2 | 三方五湖スマートインター特別委員会委員の選任について                       |
| 日程第 6     | 公立小浜病院組合議会議員の選挙について                              |
| 日程第 7     | 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について                              |
| 日程第 8     | 若狭消防組合議会議員の選挙について                                |
| 日程第 9     | 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について                           |
| 日程第 1 0   | 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について                              |
| 日程第 1 1   | 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について                        |
| 日程第 1 2   | 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）      |
| 日程第 1 3   | 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について） |
| 日程第 1 4   | 同意第 1 号 若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて             |
| 追加日程第 1 3 | 総務産業建設常任委員会閉会中の所管事務調査について                        |
| 追加日程第 1 4 | 教育厚生常任委員会閉会中の所管事務調査について                          |

- 追加日程第 1 5 予算決算常任委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第 1 6 議会運営委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第 1 7 広報特別委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第 1 8 原子力発電安全対策特別委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第 1 9 議会改革特別委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第 2 0 三方五湖スマートインター特別委員会閉会中の所管事務調査について
- 日程第 1 5 議員の派遣について

(午前 9時29分 開会)

○ 議長（福谷洋君）

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

5月に入り新緑が目鮮やかな季節となり、新しい息吹を感じる今日この頃であります。

本日、招集されました平成27年第2回若狭町議会臨時会につきましては、専決処分及び人事に関する議案3件の他、議会の役職構成に係る審議が主なものであります。

慎重なご審議と円滑な議事運営に、ご協力賜りますことをお願いしまして開会の挨拶とさせていただきます。

○ 議長（福谷洋君）

日程に先立ち諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査3月分及び4月分の結果報告書が、お手元に配布のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、運本会計管理者、中村総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

○ 議長（福谷洋君）

ただ今の出席議員数は、15名です。

定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

これより、平成27年第2回若狭町議会臨時会を開会します。

○ 議長（福谷洋君）

町長より、発言を求められていますので、これを許可します。森下町長。

○ 町長（森下裕君）

皆さんおはようございます。

本日、平成27年第2回若狭町議会臨時会を召集させていただきましたところ、議員の皆様には、極めてお忙しいところ、全員のご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

5月に入りまして、緑がまぶしい新緑の季節となり、若狭町の魅力が季節と共に増していく気がいたしております。今年のゴールデンウィークは、天候に恵まれ、さらに、昨年全線開通いたしました若狭さとうみハイウェイの効果もあり、県内外から多くの観光客を迎え入れることができました。

また、4月24日でございますが、文化庁より「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群 ～御食国若狭と鯖街道～」が日本遺産に認定、登録されるという、うれしいニュー

スもいただいたわけであります。今後の交流人口の増大に向けて、大きな後押しになるとともに、最大限に活用していきたいと考えております。

さて、本日、提案いたします案件につきましては、若狭町税条例と若狭町国民健康保険税条例の一部改正を専決させていただきました案件が2件、そして、「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。

議員の皆様には、十分ご審議の上、承認等賜りますよう、お願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○ 議長（福谷洋君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○ 議長（福谷洋君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により16番松本孝雄君、1番渡辺英朗君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○ 議長（福谷洋君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午前 9時34分 休憩）

（午前 9時35分 再開）

～日程第3 議長辞職の件について～

○ 副議長（今井富雄君）

再開します。

議長福谷洋君から、議長の辞職願が提出されていますので、私が議長の職を執らせていただきます。

日程第3「議長辞職の件について」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、福谷洋君の退場を求めます。

(福谷洋議員 退場)

○ 副議長（今井富雄君）

事務局長に辞職願を朗読させます。

○ 議会事務局長（藤本斉君）

朗読いたします。

平成27年4月17日

若狭町議会副議長 今井富雄殿

若狭町議会議長 福谷洋

「辞職願」

この度一身上の都合により、若狭町議会議長を辞職したいので許可されるよう地方自治法第108条及び若狭町議会会議規則第96条第1項の規定により願ひ出ます。

以上でございます。

○ 副議長（今井富雄君）

お諮りします。

福谷洋君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 副議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

よって福谷洋君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

福谷洋君の入場を許可します。

(福谷洋議員 入場)

○ 副議長（今井富雄君）

辞職が許可されました。

ここで、福谷洋君から、退任の挨拶があります。福谷洋君。

○ 前議長（福谷洋君）

議長退任にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

昨年5月8日、浅学非才をかえりみず、伝統ある若狭町第9代議長を拝命いたし、1年間大過なく勤めさせていただきましたことは一重に議員の皆様方、並びに町長をは

じめ理事者の皆様のご指導、ご支援とご協力の賜物であり心からの感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、一年を振り返りますと平成26年度は町制10周年の記念すべき節目の年であり、多くのイベントが開催されました。また、私共の悲願でありました舞鶴若狭自動車道「さとうみハイウェイ」の全線開通に伴う道の駅「三方五湖」の開設等、若狭路を訪れるお客様が飛躍的に増加をいたしております。

また、最近では御食国若狭と鯖街道が「日本遺産」の第1号に認定され若狭町の未来に大きな夢と希望をもたらす明るい出来事でありました。

しかしながら、若狭町には多くの問題が山積しております。議会と行政が車の両輪として知恵を出し合い、力を併せていけば必ずや道が開けると信じております。

結びになります。若狭町のますますの発展と、皆様のご健勝、ご活躍をご祈念いたし、退任にあたりお礼とご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ～追加日程第1 議長の選挙について～

○ 副議長（今井富雄君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行ないたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

○ 副議長（今井富雄君）

「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

- 副議長（今井富雄君）

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 副議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

- 副議長（今井富雄君）

議長に清水利一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、清水利一君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 副議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました清水利一君が議長に当選されました。

- 副議長（今井富雄君）

ただいま、議長に当選されました清水利一君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

- 副議長（今井富雄君）

議長当選受諾の挨拶をお願いします。清水利一君。

- 議長（清水利一君）

あらためまして、皆さん、おはようございます。

このたび議長としてご推挙を受け、身に余る光栄と身の引き締まる思いであります。

合併後10年、一つの区切りを越えて20周年目の節目に向けてのスタートとなり、これから起きること、これからすべきことをしっかりと見据えていかなければなりません。特に財政運営上の課題、地方創生における町の生活圏を確保するためのまちづくり、ひとづくり、仕事づくりや人口減少問題、そして介護や医療、福祉等の課題等々、議会、理事者とともに共有しながら先頭に立って、合意形成の役割を果たしていきたいと決意を新たにすところ です。

なにとぞ、皆様のご理解ご指導、そしてご協力賜りますようお願いを申し上げて就任

のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 副議長（今井富雄君）

以上で議長の選挙を終了します。

暫時休憩します。

（午前 9時43分 休憩）

（午前 9時44分 再開）

～追加日程第2 副議長辞職の件について～

○ 議長（清水利一君）

それでは、早速ですが議長の職を執らせていただきます。

先ほど、副議長今井富雄君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「副議長辞職の件について」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって「副議長辞職の件について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

追加日程第2「副議長辞職の件について」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、今井富雄君の退場を求めます。

（今井富雄議員 退場）

○ 議長（清水利一君）

事務局に辞職願を朗読させます。

○ 議会事務局長（藤本斉君）

朗読いたします。

平成27年5月8日

若狭町議会議長 清水利一殿

若狭町議会副議長 今井富雄

「辞職願」

この度、一身上の都合により若狭町議会副議長を辞職したいので許可されるよう地方自治法第108条及び若狭町議会会議規則第96条第1項の規定により願います。

以上でございます。

- 議長（清水利一君）

お諮りします。

今井富雄君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって今井富雄君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

- 議長（清水利一君）

今井富雄君の入場を許可します。

（今井富雄議員 入場）

- 議長（清水利一君）

ここで、今井富雄君から、退任の挨拶があります。今井富雄君。

- 前副議長（今井富雄君）

副議長退任にあたり発言の機会をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年、5月8日、浅学菲才な私が副議長を拝命し本日まで1年間、福谷議長の下この職を努めさせていただきました。この間、町制10周年、舞若道の全線開通、神子トンネル開通など数多くの記念すべき出来事が続いた在任期間でもあり、この時期に副議長を務めさせていただきましたことに誇りを感じております。併せて、政策の決定と執行の評価という重要な機能を持つ予算決算常任委員会の長としての職務も全うさせていただき、わずかながらも私自身のスキルアップに繋がったと自覚しております。今後はこれらの経験を活かして町制の発展と議会の活性化に貢献することが、町民のご期待に応えることにつながると考えております。議員各位、理事者各位のこれまでいただきましたご支援とご協力に感謝申し上げ退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

～追加日程第3 副議長の選挙について～

- 議長（清水利一）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一）

異議なしと認め、「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

追加日程第3「副議長の選挙」を行ないます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

副議長に原田進男君を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました原田進男君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。ただいま指名しました原田進男君が副議長に当選されました。

○ 議長（清水利一君）

ただいま、副議長に当選されました原田進男君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

○ 議長（清水利一君）

副議長当選受諾の挨拶をお願いします。原田進男君。

○ 副議長（原田進男君）

おはようございます。私は住民福祉向上を基本理念といたしまして、皆さんと一緒に副議長職を頑張らせていただきたいと思います。なにとぞご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○ 議長（清水利一君）

以上で副議長の選挙を終了します。

ここで暫時休憩します。

（午前 9時52分 休憩）

（午前 9時53分 再開）

～日程第4 各常任委員会委員の選任について

日程第5 議会運営委員会委員の選任について～

○ 議長（清水利一君）

次に、日程第4「各常任委員会委員の選任について」及び日程第5「議会運営委員会委員の選任について」を一括議題といたします。

お諮りします。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

ここで暫時休憩とします。

（午前 9時54分 休憩）

（午前 9時55分 再開）

～追加日程第4 議長の予算決算常任委員会委員の辞任について～

○ 副議長（原田進男君）

再開します。ただいま、清水議長から予算決算常任委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。「議長の予算決算常任委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

よって「議長の予算決算常任委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程

第4として議題とすることに決定しました。

○ 副議長（原田進男君）

追加日程第4「議長の予算決算常任委員会委員の辞任について」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、清水利一君の退場を求めます。

（清水利一議長 退場）

○ 副議長（原田進男君）

清水利一君から、議長就任により予算決算常任委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

したがって清水議長の予算決算常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

○ 副議長（原田進男君）

清水利一君の入場を許可します。

（清水利一議長 入場）

～追加日程第5 原子力発電安全対策特別委員会委員の辞任について～

○ 副議長（原田進男君）

次に、原子力発電安全対策特別委員会委員4名から、辞任願いの申し出がありました。「原子力発電安全対策特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって「原子力発電安全対策特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

○ 副議長（原田進男君）

追加日程第5「原子力発電安全対策特別委員会委員の辞任について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、辻岡正和君、今井富雄君、清水利一君、大塚季由君の退場を求めます。

（辻岡正和議員ほか3名 退場）

○ 副議長（原田進男君）

事務局に辞任願を朗読させます。

○ 議会事務局長（藤本斉君）

朗読いたします。

平成27年5月8日

若狭町議会議長 清水利一殿

原子力発電安全対策特別委員会委員 辻岡正和

原子力発電安全対策特別委員会委員 今井富雄

原子力発電安全対策特別委員会委員 清水利一

原子力発電安全対策特別委員会委員 大塚季由

「辞任願」

この度、一身上の都合により若狭町議会原子力発電安全対策特別委員会委員を辞任したいので、若狭町議会委員会条例第12条第2項の規定により許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○ 副議長（原田進男君）

お諮りします。

申し出のとおり原子力発電安全対策特別委員会委員辻岡正和君、今井富雄君、清水利一君、大塚季由君の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（原田進男君）

異議なしと認めます。したがって辞任願のあった原子力発電安全対策特別委員会委員の4名の辞任を許可することに決定しました。

辻岡正和君、今井富雄君、清水利一君、大塚季由君の入場を許可します。

（辻岡正和議員ほか3名 入場）

○ 副議長（原田進男君）

議長の前算決算常任委員及び原子力発電安全対策特別委員の辞任が許可されました。

これで私の職務が終了しました。みなさんのご協力に感謝申し上げます。

暫時休憩します。

（午前10時02分 休憩）

（午前10時02分 再開）

～追加日程第6 原子力発電安全対策特別委員会委員の選任について～

○ 議長（清水利一君）

再開します。先ほど、原子力発電安全対策特別委員会委員が欠員となりました。

お諮りします。

「原子力発電安全対策特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (清水利一君)

異議なしと認めます。

したがって、「原子力発電安全対策特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6として、選任を行なうことに決定しました。

○ 議長 (清水利一君)

「原子力発電安全対策特別委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

原子力発電安全対策特別委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、渡辺英朗君、原田進男君、小堀信昭君、小林和弘君、松本孝雄君を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (清水利一君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を、原子力発電安全対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

～追加日程第7 広報特別委員の辞任について～

○ 議長 (清水利一君)

次に、広報特別委員会委員2名から、辞任願いの申し出がありました。

「広報特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (清水利一君)

異議なしと認めます。よって「広報特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定しました。

○ 議長 (清水利一君)

追加日程第7「広報特別委員会委員の辞任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって辻岡正和君、藤本勲君の退場を求めます。

(辻岡正和議員ほか1名 退場)

- 議長（清水利一君）

事務局に辞任願いを朗読させます。

- 議会事務局長（藤本斉君）

朗読いたします。

平成27年5月8日

若狭町議会議長 清水利一殿

広報特別委員会委員 辻岡正和

広報特別委員会委員 藤本 勲

「辞任願」

この度、一身上の都合により、若狭町議会広報特別委員会委員を辞任したいので、若狭町議会委員会条例第12条第2項の規定により許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

- 議長（清水利一君）

お諮りします。

申し出のとおり広報特別委員会委員辻岡正和君、藤本勲君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。辞任願いのあった広報特別委員2名の辞任を許可することに決定しました。

辻岡正和君、藤本勲君の入場を許可します。

(辻岡正和議員ほか1名 入場)

～追加日程第8 広報特別委員会委員の選任について～

- 議長（清水利一君）

ただいま広報特別委員会委員2名が欠員となりました。

お諮りします。

「広報特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第8として、直ちに選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、「広報特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第8として選任を行なうことに決定しました。

- 議長（清水利一君）

「広報特別委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

広報特別委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、北原武道君、福谷洋君を指名します。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を、広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

～追加日程第9 議会改革特別委員会委員の辞任について～

- 議長（清水利一君）

次に、議会改革特別委員会委員6名から、辞任願いの申し出がありました。

「議会改革特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって「議会改革特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに決定しました。

- 議長（清水利一君）

追加日程第9「議会改革特別委員会委員の辞任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって渡辺英朗君、島津秀樹君、辻岡正和君、原田進男君、武田敏孝君、松本孝雄君の退場を求めます。

（渡辺英朗議員ほか5名 退場）

- 議長（清水利一君）

事務局に辞任願いを朗読させます。

- 議会事務局長（藤本斉君）

朗読いたします。

平成27年5月8日

若狭町議会議長 清水利一殿

議会改革特別委員会委員 渡辺英朗

議会改革特別委員会委員 島津秀樹

議会改革特別委員会委員 辻岡正和

議会改革特別委員会委員 原田進男

議会改革特別委員会委員 武田敏孝

議会改革特別委員会委員 松本孝雄

「辞任願」

この度、一身上の都合により、若狭町議会議会改革特別委員会委員を辞任したいので、若狭町議会委員会条例第12条第2項の規定により許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○ 議長（清水利一君）

お諮りします。

申し出のとおり議会改革特別委員会委員渡辺英朗君、島津秀樹君、辻岡正和君、原田進男君、武田敏孝君、松本孝雄君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。辞任願いのあった議会改革特別委員6名の辞任を許可することに決定しました。

渡辺英朗君、島津秀樹君、辻岡正和君、原田進男君、武田敏孝君、松本孝雄君の入場を許可します。

（渡辺英朗議員ほか5名 入場）

～追加日程第10 議会改革特別委員会委員の選任について～

○ 議長（清水利一君）

ただいま議会改革特別委員会委員が6名欠員となりました。

お諮りします。

「議会改革特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第10として直ちに選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、「議会改革特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第10として、選任を行なうことに決定しました。

- 議長（清水利一君）

「議会改革特別委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会改革特別委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、坂本豊君、今井富雄君、福谷洋君、藤本勲君、大塚季由君、小堀信昭君を指名します。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を議会改革特別委員会委員に選任することに決定しました。

～追加日程第11 三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任について～

- 議長（清水利一君）

次に、三方五湖スマートインター特別委員会委員4名から、辞任願いの申し出がありました。

「三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって「三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることに決定しました。

- 議長（清水利一君）

追加日程第11「三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって渡辺英朗君、坂本豊君、小堀信昭君、小林和弘君の退場を求めます。

（渡辺英朗議員ほか3名 退場）

○ 議長（清水利一君）

事務局に辞任願いを朗読させます。

○ 議会事務局長（藤本斉君）

朗読いたします。

平成27年5月8日

若狭町議会議長 清水利一殿

三方五湖スマートインター特別委員会委員 渡辺英朗

三方五湖スマートインター特別委員会委員 坂本 豊

三方五湖スマートインター特別委員会委員 小堀信昭

三方五湖スマートインター特別委員会委員 小林和弘

「辞任願」

この度、一身上の都合により、若狭町議会三方五湖スマートインター特別委員会委員を辞任したいので、若狭町議会委員会条例第12条第2項の規定により許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○ 議長（清水利一君）

お諮りします。

申し出のとおり三方五湖スマートインター特別委員会委員渡辺英朗君、坂本豊君、小堀信昭君、小林和弘君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。辞任願いのあった三方五湖スマートインター特別委員会委員4名の辞任を許可することに決定しました。

渡辺英朗君、坂本豊君、小堀信昭君、小林和弘君の入場を許可します。

（渡辺英朗議員ほか3名 入場）

～追加日程第12 三方五湖スマートインター特別委員会委員の選任について～

○ 議長（清水利一君）

ただいま三方五湖スマートインター特別委員会委員が4名欠員となりました。

お諮りします。

「三方五湖スマートインター特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第12として直ちに選任したいと思います。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、「三方五湖スマートインター特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第12として、選任を行なうことに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

「三方五湖スマートインター特別委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

三方五湖スマートインター特別委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、島津秀樹君、辻岡正和君、藤本勲君、大塚季由君を指名します。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を三方五湖スマートインター特別委員会委員に選任することに決定しました。

～日程6第 公立小浜病院組合議会議員の選挙について～

○ 議長（清水利一君）

日程第6「公立小浜病院組合議会議員の選挙について」を議題とします。

公立小浜病院組合議会議員である原田進男君から、4月30日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。

このため、議会で選挙した同組合議会議員が1名欠員となっているため「公立小浜病院組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (清水利一君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○ 議長 (清水利一君)

公立小浜病院組合議会議員に、福谷洋君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した福谷洋君を公立小浜病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (清水利一君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました福谷洋君が公立小浜病院組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の公立小浜病院組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

～日程7第 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について～

○ 議長 (清水利一君)

日程第7「敦賀美方消防組合議会議員の選挙について」を議題とします。

敦賀美方消防組合議会議員である坂本豊君から、4月30日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。

このため、議会で選挙した同組合議会議員が1名欠員となっているため「敦賀美方消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (清水利一君)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

敦賀美方消防組合議会議員に、今井富雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した今井富雄君を敦賀美方消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました今井富雄君が敦賀美方消防組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の敦賀美方消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

～日程8第 若狭消防組合議会議員の選挙について～

○ 議長（清水利一君）

日程第8「若狭消防組合議会議員の選挙について」を議題とします。

若狭消防組合議会議員である北原武道君から、4月30日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。

このため、議会で選挙した同組合議会議員が1名欠員となっているため「若狭消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

若狭消防組合議会議員に、武田敏孝君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した武田敏孝君を若狭消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました武田敏孝君が若狭消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の若狭消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

～日程9第 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について～

○ 議長（清水利一君）

日程第9「美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について」を議題とします。

美浜・三方環境衛生組合議会議員である渡辺英朗君、坂本豊君、福谷洋君から4月30日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。

このため、議会で選挙した同組合議会議員が3名欠員となっているため「美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

美浜・三方環境衛生組合議会議員に、藤本勲君、大塚季由君、私、清水利一を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました藤本勲君、大塚季由君、清水利一を美浜・三方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました藤本勲君、大塚季由君、清水利一が美浜・三方環境衛生組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の美浜・三方環境衛生組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

～日程第10 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について～

○ 議長（清水利一君）

日程第10「嶺南広域行政組合議会議員の選挙について」を議題とします。

嶺南広域行政組合議会議員である、島津秀樹君、福谷洋君から4月30日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。

このため、議会で選挙した同組合議会議員が2名欠員となっているため「嶺南広域行政組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

嶺南広域行政組合議会議員に、辻岡正和君、私、清水利一を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました辻岡正和君、清水利一を嶺南広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました辻岡正和君、清水利一が嶺南広域行政組合議会議員に当選いたしました。

ただいま執行の嶺南広域行政組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

～日程第11 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について～

○ 議長（清水利一君）

日程第11「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題とします。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員である、福谷洋君から4月30日に同広域連

合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。

このため、議会で選挙した福井県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となっているため、「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(清水利一君)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

○ 議長(清水利一君)

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(清水利一君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

○ 議長(清水利一君)

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員は、慣例により議長が同連合議会議員になっていますので、私、清水利一を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました私、清水利一を福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(清水利一君)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました私、清水利一が福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人が議場にいますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

～日程第12 承認第2号及び日程第13、承認第3号～

○ 議長(清水利一君)

日程第12、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(若狭町税条例等の

一部改正について)」及び日程第13、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）」の2議案を一括議題といたします。

○ 議長（清水利一君）

提案理由の説明を求めます。

○ 町長（森下裕君）

ただいま一括上程されました承認第2号、承認第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号「若狭町税条例等の一部改正について」は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、本年3月31日に公布されました。

また、承認第3号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、本年3月4日に公布されました。そこで、これらの公布に伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、承認第2号、第3号とも3月31日付けで、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に従い報告申し上げ議会の承認を求めるものであります。

以上、一括上程されました2議案につきまして、十分ご審議のうえ妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○ 議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。これより別室において、ただいまの議案について、理事者から詳細説明を受けるため、暫時休憩します。

（午前10時32分 休憩）

（午前11時34分 再開）

○ 議長（清水利一君）

再開します。

休憩前に引き続き承認第2号及び承認第3号を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。これより質疑を行います。

上程中の2議案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

- 議長（清水利一君）

これより討論を行います。上程中の2議案について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

- 議長（清水利一君）

これより2議案の採決を行います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）」、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起立全員】

- 議長（清水利一君）

起立全員です。

よって、本案は原案どおり可決しました。

- 議長（清水利一君）

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）」、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起立全員】

- 議長（清水利一君）

起立全員です。

よって、本案は原案どおり可決しました。

～日程第14 同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき

同意を求めることについて」～

- 議長（清水利一君）

日程第14、同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

- 議長（福谷洋君）

提案理由の説明を求めます。

- 町長（森下裕君）

ただいま上程されました同意第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、若狭町教育委員会委員は5名の委員をもって構成されておりますが、このたび、5月13日付けをもって任期満了となります橋本須美子委員の後任委員を任命するにあたり、検討しました結果、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項

の規定に基づき、若狭町小原の出口由喜美氏を任命したいと思います。

出口由喜美氏は、平成14年3月、若狭町立野木小学校を退職された後、若狭ものづくり美学舎へ勤務され、現在に至っておられます。長年教育現場に携わり、特に若狭ものづくり美学舎では若者の自立支援に力を注がれ、町の教育発展に大きな貢献をされてまいりました。教育を取り巻く環境が大きく変化し、教育の大切さが問われている今、明るくて柔和で親切な人柄で、地域の信望も厚く、学校教育のみならず、社会教育の分野でも高尚な見識を十分備えられておられます。

若狭町教育委員として適任と確信いたしておりますので、特段のご理解を賜りまして、ご同意の程よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○ 議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんが。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

○ 議長（清水利一君）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

○ 議長（清水利一君）

日程第14、同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○ 議長（清水利一君）

起立全員です。

よって、同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

（午前11時39分 休憩）

（午前11時41分 再開）

○ 議長（清水利一君）

再開します。

先ほど、各委員会からそれぞれの正・副委員長について決定報告がありましたので、報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に島津秀樹君、同じく副委員長に坂本豊君、教育厚生常任委員会委員長に今井富雄君、同じく副委員長に渡辺英朗君、予算決算常任委員会委員長に原田進男君、同じく副委員長に島津秀樹君、議会運営委員会委員長に福谷洋君、同じく副委員長に武田敏孝君、広報特別委員会委員長に渡辺英朗君、同じく副委員長に北原武道君、原子力発電安全対策特別委員会委員長に小林和弘君、同じく副委員長に小堀信昭君、議会改革特別委員会委員長に大塚季由君、同じく副委員長に坂本豊君、三方五湖スマートインター特別委員会委員長に藤本勲君、同じく副委員長に辻岡正和君。

以上のとおり、決定しましたので報告します。

～追加日程第13から追加日程第20 各委員会閉会中の継続調査について～

○ 議長（清水利一君）

次に、各委員会の委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員会の閉会中の所管事務調査についてを日程に追加し、追加日程第13から追加日程第20として、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。「総務産業建設常任委員会閉会中の所管事務調査について」を日程に追加し、追加日程第13として、「教育厚生常任委員会閉会中の所管事務調査について」を追加日程第14として、「予算決算常任委員会閉会中の所管事務調査について」を追加日程第15として、「議会運営委員会閉会中の所管事務調査について」を追加日程第16として、「広報特別委員会閉会中の所管事務調査について」を追加日程第17として、「原子力発電安全対策特別委員会閉会中の所管事務調査について」を追加日程第18として、「議会改革特別委員会閉会中の所管事務調査について」を追加日程第19として、「三方五湖スマートインター特別委員会閉会中の所管事務調査について」を追加日程第20として、直ちに議題にすることに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

お諮りします。追加日程第13「総務産業建設常任委員会閉会中の所管事務調査について」から追加日程第20「三方五湖スマートインター特別委員会閉会中の所管事務調査

について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。各委員会の委員長から、所管事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元に配布しました「閉会中の継続調査申出書」のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

～日程第5「議員の派遣について」～

○ 議長（清水利一君）

次に、日程第15「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配布のとおり、それぞれの議員を派遣するものとしたします。なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（清水利一君）

異議なしと認めます。

よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。

○ 議長（清水利一君）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これをもって、平成27年第2回若狭町議会臨時会を閉会します。

○ 議長（清水利一君）

閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会のご審議によりまして、私のようなものが若狭町議会の議長という重責を担うこととなりました。

もとより、そのような器ではありませんが、前福谷議長の功績を汚さぬよう、若狭町議会議長として町の発展のために誠心誠意、全力で努めさせていただきたいと気持ちを新たにしております。

議員の皆様はもとより、理事者各位におかれましても、更なるご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、議会の組織につきましても構成替えもありました。それぞれの立場で若狭町の更なる発展のためにご尽力いただきますようお願いをいたしまして、御挨拶とさせていただきます。

町長より、閉会の挨拶があります。

○ 町長（森下裕君）

閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました案件に対し、適切なるご決定をいただき、誠にありがとうございました。

また、本議会で議会の構成が新しくなりました。新しく議長に清水利一議員が、副議長に原田進男議員が就任されました。心よりお祝い申し上げます。

また、議会の組織につきましても、新たな組織に構成をされました。今後、町行政に対しましても若狭町発展のため、なお一層のご指導、ご鞭撻またご理解、ご支援を賜りますように併せましてよろしくお願い申し上げます。

今月から来月にかけて、町が主催する行事がいくつかございます。5月の16日と17日には、「第24回若狭・三方五湖ツーデーマーチ」、また、来月の7日には、「第11回わかさあじさいマラソン」が開催をされます。是非、たくさんの皆様に参加いただきますようお願いを申し上げたいと思っております。

どの、イベントにしましても、若狭町の魅力を発信する絶好の機会と考えております。おもてなしの心をしっかりもって、再び当町にお越しいただけますよう頑張っている所存であります。

結びになりますが議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、さらなる町政発展のため、ますますご活躍していただきますようご祈念申し上げ、閉会にあたりましての、お礼の言葉といたします。本日はどうもありがとうございました。

（午前11時49分 閉会）

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

副 議 長

新 議 長

新副議長

署名議員

署名議員